

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住 所	備 考
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪府大阪市中心区城見2-1-61	

2. 指名停止措置期間 令和7年4月16日 ～ 令和7年7月15日（3箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

パナソニックEWエンジニアリング(株)及びパナソニック環境エンジニアリング(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。また、建設業法第15条第2号規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

当該事実が建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より営業停止処分及び指示処分を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第8号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 8 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき (2) 営業停止処分を受けたとき	当該認定をした日から 2箇月以上6箇月以内 3箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)